

団体信用生命保険 3大疾病保障特約における 保険金等支払関係の主な規定内容（抜粋）

(注) 本内容は、保険金等のご請求やお支払いに関するお客さまのご理解をサポートするための一助として、掲記約款のなかから、保険金等のご請求やお支払いに関する主な規定を抜粋したものです。（当該約款の全ての規定を記載しているものではありません。）

この特約の趣旨

この特約は、団体信用生命保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加し、信用供与機関である債権者または信用保証機関が、債務者および連帯保証人の3大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）罹患に際し支払われる3大疾病保険金をもってその債務者および連帯保証人に対する賦払債権の回収を確実にし、また債務者および連帯保証人の賦払債務償還中の生計の安定を図ることを目的とするものです。

第11条（3大疾病保険金の支払）

- ① 当社は、この特約の被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、所定の3大疾病保険金を主契約の保険金受取人に支払います。
 1. この特約の被保険者が、協議により定めたその被保険者についてのこの特約の保険期間中に、別表に定める悪性新生物（以下「悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。）この場合、その被保険者の特約の責任開始日（復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始の時。以下同じ。）前に悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されていないことを要します。
 2. この特約の被保険者が、その被保険者の特約の責任開始日以後の疾病を原因として、協議により定めたその被保険者についてのこの特約の保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき
 - (1) 別表に定める急性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき
 - (2) 別表に定める脳卒中（以下「脳卒中」といいます。）を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
- ② 前項第1号の規定にかかわらず、その被保険者が特約の責任開始日からその日を含めて90日（以下本項において「90日」といいます。）以内に悪性新生物と診断確定された場合（90日以内に診断確定された悪性新生物の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）には、3大疾病保険金は支払いません。
- ③ 第1項の規定により3大疾病保険金が支払われた場合には、主契約およびこの特約のその被保険者に対する部分は、その被保険者が第1項の支払事由に該当した時に消滅します。
- ④ 3大疾病保険金の受取人は、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。

第12条（3大疾病保険金の請求手続）

- ① 保険契約者は、前条に定める3大疾病保険金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに当社に通知してください。
- ② 主契約の保険金受取人は、この特約の被保険者が3大疾病保険金の支払事由に該当したことを知った日から起算して2か月以内に、当社に次の書類を提出して3大疾病保険金を請求してください。ただし、正当の事由があれば、2か月以内に提出できなくてもさしつかえありません。
 1. 当社所定の3大疾病保険金支払請求書
 2. 当社所定の様式による医師の診断書
 3. その被保険者の住民票
- ③ 当社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- ④ 主約款の規定によって死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、以後当社はこの特約のその被保険者について3大疾病保険金を支払いません。また、この特約の規定によって3大疾病保険金が支払われた

場合には、以後当会社はその被保険者について死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。

第14条（3大疾病保険金の支払の時期および場所）

3大疾病保険金の支払の時期および場所については、主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第15条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者が、故意または重大な過失によって、第5条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってその告知を求めた事項の内容に応じてこの特約またはこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- ② この特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第5条の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- ③ 3大疾病保険金の支払事由が生じた後においても、当会社は、前2項の規定によってこの特約またはこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には3大疾病保険金を支払いません。また、すでに3大疾病保険金を支払っているときには、当会社は、その返還を請求できます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者または保険金受取人が、被保険者の3大疾病保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合には、当会社は、3大疾病保険金を支払います。
- ⑤ 次の各号のいずれかの場合には、当会社は、第1項または第2項に定める解除をすることはできません。
 1. この特約の締結またはこの特約の被保険者となる際に、当会社が解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者またはこの特約のその被保険者が第5条に定める告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者またはこの特約のその被保険者に対し、第5条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ⑥ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者またはこの特約のその被保険者が第5条の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑦ 本条の解除権は、次の各号のいずれかの場合には消滅します。
 1. 当会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月以内に解除しなかったとき
 2. この特約の締結日またはその被保険者の特約の責任開始日から起算して2年を越えて継続したとき。ただし、この特約の締結日またはその被保険者の特約の責任開始日から起算して2年以内に解除の原因となる事実により3大疾病保険金の支払事由が生じているとき（特約の責任開始日前に原因が生じていたことにより、3大疾病保険金が支払われない場合を含みます。）を除きます。

第16条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第24条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

別表 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）

疾病名	疾病の定義
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00-C 14
	消化器の悪性新生物	C 15-C 26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30-C 39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40-C 41
	皮膚の悪性黒色腫	C 43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45-C 49
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C 51-C 58
	男性生殖器の悪性新生物	C 60-C 63
	腎尿路の悪性新生物	C 64-C 68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69-C 72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73-C 75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76-C 80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81-C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97	
2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I 20-I 25）のうち、 (1) 急性心筋梗塞	I 21
	(2) 再発性心筋梗塞	I 22
	3. 脳卒中	脳血管疾患（I 60-I 69）のうち、 (1) くも膜下出血
(2) 脳内出血		I 61
(3) 脳梗塞		I 63

団体信用生命保険 3大疾病保障特約の 3大疾病保険金の 支払に関する特則における主な規定内容（抜粋）

第2条（3大疾病保険金の支払）

この特則を適用する場合、次に定めるところによります。

- 3大疾病保障特約第11条（3大疾病保険金の支払）第1項第2号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - この特約の被保険者が、その被保険者の特約の責任開始日以後の疾病を原因として、協議により定めたその被保険者についてのこの特約の保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき
 - 別表に定める急性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき
 - 急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、別表2に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）において別表3に定める手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき
 - 別表に定める脳卒中（以下「脳卒中」といいます。）を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
 - 脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき
- 3大疾病保障特約別表の次に、次の別表2および別表3を加えます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。）
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次のいずれかに該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

- 開頭術
- 開胸術
- ファイバースコープ手術
- 血管・バスケットカテーテル手術

